

令和3年度
第6回 福島地方最低賃金審議会
議 事 録

日 時：令和3年9月22日(水)
16:00～16:20

場 所：福島テレサ 3階あぶくま

出席者：(公)熊沢、鈴木、森谷、山野

(労)伊東、塩澤、高橋、谷川、深谷

(使)石井、石本、金成、佐藤

1 開 会

(会 長) これより令和3年度第6回福島地方最低賃金審議会を開催します。

事務局より定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、公益代表の長谷川委員、使用者側代表の大内委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

(会 長) 議事に入る前に事務局の河西局長よりご挨拶をお願いします。

(局 長) 福島労働局長の河西でございます。本日は、お忙しい中、急遽お集まりいただき、大変ありがとうございます。

先ずは、私から、最低賃金に関する基礎調査の集計誤りを発生させてしまったことについて、委員の皆様へ、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

この基礎調査結果は、最低賃金の審議において、県内の労働者の賃金実態を把握するうえで、大変重要な資料と重々認識しているところですが、今回、基礎調査結果の集計誤りを生じさ

せてしまい、しかも集計内容について事務局が確認を十分行うことなく、結果として、審議会に不適當な資料を提出しましたことは、大変申し訳なく、重ねてお詫び申し上げます。

今年度の福島県地域最低賃金の改正につきましては、本年6月24日に諮問させていただき、それ以降本審、専門部会におきまして公労使各委員の皆様の真摯なご議論をいただき、28円引き上げの828円に改正するとの答申を8月5日にいただきました。その後、異議審を経て、官報公示を行い、10月1日から改正後の最低賃金が発効することといたしました。

最低賃金の審議においては、福島労働局は事務局として、基礎調査結果に基づく賃金の実態に関する資料や雇用・経済に関する統計資料など様々な資料を委員の皆様のご議論に資するよう提供させていただきました。しかしながら、今回、基礎調査の集計誤りがあり、資料内容を修正する事態となりました。

今年度の最低賃金は、新型コロナウイルス感染症による雇用や経済への影響が厳しいものがある中、委員の皆様には、目安や各種資料等を基に大変なご苦勞をいただきながら、決定いただいたものであると認識しております。

このような中で、大変申し訳ありませんが、集計誤りが今年度の最低賃金の審議に与えた影響について、ご審議いただきますようお願いいたします。

2 議 事

(1) 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて

(会 長) それでは、議事に入ります。

議事の(1)最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて、経緯と集計結果の修正について、事務局から説明をお願いします。

(部長) それでは、最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて報告等をさせていただきます。

本日お配りいたしました資料は、7月26日の第3回審議会においてお配りいたしました「令和3年度最低賃金に関する実態調査結果に基づく賃金分布」の訂正に関する資料になります。

資料の1ページは、集計誤りについての概要等をまとめたものとなっています。2ページから9ページは令和3年度最低賃金に関する実態調査結果に基づく賃金分布の表で、2ページから5ページが訂正後のものとなります。また、6ページから9ページが訂正前のもので第3回審議会に提出した資料となっています。10ページは、訂正箇所を拡大し訂正前と訂正後を並べたものとなっています。

それでは、1ページをご覧ください。

まず、今回の集計誤りの概要についてですが、8月18日にある労働局から厚生労働省に只今の賃金分布の表に誤りがあった旨の報告がなされ、厚生労働省で全国の労働局に確認を行いましたところ、福島を含めて全国で13の労働局で誤りがあることが判明いたしました。誤りの内容につきましては、訂正前の資料の9ページをご覧ください。

9ページの上半分までに記載してある、時間当たり所定内賃金額に対する規模別、地域別、年齢別の賃金分布に誤りはございませんでしたが、9ページの一番下の枠に記載しております8項目のうち、1行目の「月平均賃金額」と3行目の「月一人当たり労働時間数」について、正しい値の約10分の1となっておりますので今回訂正させていただきます。

少し見やすくしたものを10ページに、訂正前と訂正後の表を並べたものをご覧ください。訂正前の左から2つ目の欄をご

覧ください。「月平均賃金額」が17,285円、「月一人当たり労働時間数」が13時間となっています。

訂正後の同じ部分をご覧ください。「月平均賃金額」が179,269円、「月一人当たり労働時間数」が139時間となっています。

誤りが発生した原因といたしましては、厚生労働省本省から提供された集計用アクセスファイルを使用して、各労働局において事業場から提出された調査票のデータを集計しておりますが、特定の操作をすると「1日の所定労働時間数」が正しい数値の約10分の1に自動修正されるというバグがあることを6月上旬に本省で認識しました。

このため、本省から各労働局へは、6月16日にバグ等に対応するための方法がメールにて通知されていましたが、前述のようなバグ等の具体的な内容や対処法の実施タイミング等が明確に示されておらず、操作手順も複雑であったことから、福島労働局においては対処法を実施する際に対処法の手順の1つ、出力直前にダブルクリックをするという手順が未実施となってしまいました。その結果、「1日の所定労働時間数」が誤った数値のまま集計されることとなり、「月平均賃金額」、「月一人当たり労働時間数」が正しい値の約10分の1となってしまう集計誤りが生じたものです。

また、労働局において、出力結果に関するチェック、異常値の確認が適切に実施されなかったことも重なり、誤りのある資料をそのまま審議会資料として提出してしまいました。大変申し訳ございませんでした。

なお、バグによって「1日の所定労働時間数」に誤りが生じる場合でも「時間当たり賃金額」と直接連動するようにはなっていなかったため、賃金分布への影響は無く、賃金分布の誤りはございませんでした。また、影響率やこの資料と一緒に配布

いたしました「令和3年度最低賃金に係る未満率一覧」などには影響はありませんでしたが、ご審議いただく上で重要な資料である本調査結果を訂正することとなりましたことについてお詫び申し上げます。

再発防止策といたしましては、本省においては、集計用アクセスファイルを改修してバグを取り除くとともに、全体的に労働局の作業手順がよりシンプルなものとなるよう、アクセスファイル全体にわたる改修を令和4年調査までに行うこと。集計用アクセスファイルの改修は今年度中速やかにを行い、バグ等が早期に発見できるよう納品物のチェックを行う期間を十分に設けること。また、大きな変更が伴う改修については、複数の職員でより念入りにチェックすること。労働局に対してイレギュラーな作業指示等を行う際は、指示発出前に本省の担当職員以外の職員によるチェックも受け、指示内容が分かりやすいものとする。その際、いつ・誰が・何のためにする作業であるかが明らかとなるようにすること。万が一、翌年以降においても、集計誤りにつながりかねない重大なシステムの不具合等が調査実施中に見つかったときは、メール連絡で済ませるのではなく、全国会議の場でも具体的な指示・説明を行うことなどの再発防止策を講じることとしました。

また、労働局においては、出力結果のチェックに対する責任体制を明確にし、異常値等がないか複数の職員で確認することとしました。

以上の再発防止策を徹底し、来年度以降、誤りのある資料を審議会に提出することがないよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、ご説明がこの時期になりましたことにつきましては、8月23日に異議審を開催した時点では、本省において全局の

データを個々に確認して、集計誤りの原因を調査中であり、原因の全容が把握されていない段階でありました。

そのため、本省からは原因等の全容を把握したタイミングでご説明するよう指示があり、本日のご報告となりました。このことにつきましても、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

なお、福島労働局のホームページにアップする、最低賃金審議会の公開資料として掲載する、この基礎調査の資料につきましては、修正後のものを修正している旨の注記を入れて差し替えて掲載する予定です。

以上でご報告を終わらせていただきます。

(会 長) それでは、只今の事務局からの説明に質問、意見はありますか。

(な し)

(2) 今年度の地域別最低賃金の審議への影響について

(会 長) 次に、議事の(2)今年度の地域別最低賃金の審議への影響について、委員から、本事案に対する受け止めと今年度の審議結果への影響にかかる評価について、発言をお願いしたいと思います。

まずは、私の方から、審議会会長として、本事案に対する受け止めと審議結果への影響等について申し上げます。

只今、労働局から報告のありました今年度の最低賃金に関する基礎調査において、集計誤りが生じたことは誠に遺憾であると思います。最低賃金は、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払能力の三要素に基づいて、様々な資料に基づいて審議を重ねてきたものです。その労働者の賃金実態を表すところの資料である基礎調査の結果は、審議を行う上での非常に重要な指標であると考えています。

とりわけ、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたし、雇用状況が厳しい中での審議でしたので、中賃の目安を参考にしながら様々な資料に基づいて皆様が慎重に審議して、その結果として福島県の最低賃金を決定したものと理解しています。

そのような中で、基礎調査の集計自体が誤りだったということは、たまたま影響が無い部分の数字でしたが、審議会の議論をミスリードする可能性があるということです。数字が違っているものがもし審議内容に重要な影響を及ぼすような部分であったら問題であったと思います。そのため、再発防止策については、二度とこのようなことが起こらぬよう労働局側の最終チェックを十分に行うよう徹底していただいで再発防止に努めていただきたいと思います。

次に、今年度の審議結果への影響に係る評価については、労働基準部長から説明があったとおり影響率や未満率そのものに影響は無かったということです。審議会の結論には影響は無かったと思います。また、審議会の重要な資料ですので、今後はこのような間違いがないように徹底していただきたいというのが私の考えです。

私の見解は以上のとおりですが、それでは、委員から発言をお願いします。労働者側からお願いします。

(谷川委員) 今回基礎調査のデータの誤りがあったということで、資料だけでもって最低賃金を決定したのではなく、その他の指標、諸事情を勘案したうえで総合的に判断した上で、828円と答申されたものと考えておりました。データの集計ミスによって828円に直接的な影響はなかったと、労働側としては考えております。しかし、今年度の審議会での賃金改定状況の調査結果に昨年度の誤りがあったということで、審議会の中で訂正をしたという説明を受けました。そしてまた今回の基礎調査

の審議資料の中に誤りがあったことに関しては、遺憾であると言わざるを得ないと思います。

労働者委員を代表しまして、次年度以降の再発防止の徹底をお願いしたいと思います。以上です。

(会長) 使用者側、お願いします。

(佐藤委員) 昨年度に引き続き今年度もということで、遺憾であると思っています。福島県の賃金実態を示す重要な資料でありますので、二度とこのようなことのないように、再発防止に努めていただければと思います。

また、今年度の最賃の金額に対する影響については、いろいろ検討しましたが、あまり影響はなかったのではないかと考えております。

(会長) 公益委員はいかがですか。

《会長の見解のとおりとの声》

(会長) 基本的な資料になりますので、数値の正確性については、十分なチェックをしていただいて、再発しないよう努めていただきたいというのが我々委員の総意であると思います。

今年度の最低賃金の結論につきましては、直接的な影響を及ぼさないという意見も労使双方よりございましたので、そのようなことでよろしいでしょうか。

《委員の賛同の声》

(会長) ありがとうございます。そのほか発言はございますか。

事務局から何かありますか。

(局長) 今後こういったような、調査結果について誤りがないように、責任体制を明確にしてチェックをしっかりとやっていきたいと思っています。二度とこのようなことのないように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。信頼回復に努めてまいりたいと思います。本日は、ありがとうございました。

(会長) 事務局においては、あらためて重要な指標であることを再認識し、再発防止対策を徹底し、審議会からの信頼回復に努めていただくよう、お願いします。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。